

事務所だより

第183号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「就活ハラスメント」防止義務化に向けて

「就活ハラスメント」とは

就職活動中やインターンシップの学生等に対して採用担当者等から行われるセクシユアルハラスメントやパワーハラスメントをいい、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

およそ3割の就活生が体験

厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査」(令和5年度)によると、「インターンシップ中に就活等セクハラを一度以上受けた」と回答した人の割合は30・1

%(「インターンシップ以外の就職活動」は31・9%)で、セクハラの内容としては「性的な冗談やからかい」「食事やデートへの執拗な誘い」「不必要な身体への接触」といったものが挙げられます。

防止へ法制化の動き

男女雇用機会均等法では、企業に対し、窓口の設置や加

就活ハラスメント防止対策 企業事例集

～学生を守り、企業を守る、10社の取り組み～



企業の社会的信用

害者への対処など、従業員へのセクハラ防止が義務付けられています。その対象に就活生や応募者は含まれていません。(指針では就活ハラスメント防止措置が望ましい取り組みとして明記されています。)

厚生労働省の審議会では企業に対する就活セクハラ防止義務化の検討を始めていて、面接・インターンシップの際のルール策定や相談窓口の設置などを求める案が示されています。来年の通常国会への関連法案提出を目指すとしていて、今後の政府の動向が注目されます。

就活セクハラは、現時点では企業に防止義務はないといえ、倫理的にあってはならないことです。また、万が一起こってしまった際は、「就活ハラスメントを起した会社」として、就職後の職場でもハラスメントが横行している会社だと学生に認識され、応募が減少する可能性や、従業員にも働く意欲やモラルの

マイナ保険証の利用登録の解除

◆事務連絡の内容

令和6年10月9日付で医療保険者へ「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」(事務連絡)が発出されました。この事務連絡は、マイナ保険証の登録解除の届出を行う際のおおまかな流れについて示しています。

ここでは、二つの医療保険者の場合を紹介いたします。

◆けんぽ協会の場合

注意点として①マイナ保険証の利用登録解除の申請

低下により生産性に悪影響が及び、貴重な人材の退職・流失する可能性が考えられます。厚生労働省では「就活ハラスメント防止対策企業事例集」を作成・公表し、企業の就活ハラスメント防止対策を講じる際の参考としてほしい、としています。

がされてから利用登録解除まで2か月以上の期間を要する場合があります。②利用登録解除後、医療機関等を受診する際には健康保険証または資格確認書が必要(利用登録解除の申請の際には、「資格確認書交付申請書」の提出も行うこと)。

申請書類の提出先は、現在加入している協会けんぽ都道府県支部

【協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル】

0570・015・369
(ナビダイヤル)

◆市町村の場合

各自自治体のホームページで公開していますが、簡単な掲載内容の自治体もあります。次行に京都市から引用・掲載いたします。

本市国民健康保険にご加入中で、利用登録の解除を希望される方は、住所地の区役所・支所保険年金課でお手続きいただけます。
(社会保険等其他の健康保険にご加入の方は、加入中の健康保険組合でお手続きください。)

1 解除申請に必要なもの
・申請者の本人確認のできる書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)
※同一世帯のご家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

2 その他
・利用登録の解除申請後、有効な保険証をお持ちでない方については、資格確認書を交付いたします。なお、有効な保険証をお持ちの方については、有効期限まで保険証をお使いいただけます。

資格確認書



Q 最近、数名の従業員から「長時間の立ち作業がしんどいので業務から外して欲しい」との申し出がありました。当社としては続けてほしいのですが、座りながらできる業務ではありません。何かよい解決策があれば教えてください。

立ち作業に伴う足腰への負担軽減

A 業種や職種によって作業中の姿勢は様々ですが、持続的に立ち姿勢で作業を行う「立ち作業」は、「工場のライン作業」や「スーパーのレジ作業」、「工事現場での交通誘導作業」など、様々な場面で見られます。

立ち作業には、業務に集中しやすいといった点や、とっさの際に動きやすいなどのメリットもありますが、長時間による立ち作業は足腰への負担が大きい等のデメリットもあります。

立ち作業に伴う足腰の負担を軽減するには、作業時間の短縮やこまめな休憩の取得等が有効ですが、作業中に座ることができる椅子を設置する、足元にクッション性のあるマットを設置する、可能であれば疲れを軽減する靴の着用を認める、など作業環境の工夫により、足腰への負担等を軽減することもできます。

労働安全衛生規則第615条(立業のためのいす)では、就業中にしばしば座る機会がある時は、椅子を用意しなければならない、として定めていて、椅子の備え付けを事業者者に義務付けています。ただし、必ずしも座って作業することを求めているものではありませんが、健康に働ける職場づくりの参考にしてください。

12月の労務手続
「提出先・納付先」

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
公共職業安定所
○健保・厚年保険料の納付
翌年1月6日

「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」
○給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 「給与の支払者」
本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

賞与支給月の場合
○賞与を支給したとき…支払日から5日以内に賞与支払届の提出 「年金事務所」
○賞与の支給がなかったとき…賞与不支給報告書の提出 「年金事務所」

編集後記

健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証への移行が本格的にスタートしました。
薬局で有るか質問されますが、声を大にして「ありません」と答えています。
(ぎん)



藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com